

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月20日

香川県知事 池田 豊人

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県 第723号	なたね 油かす 及びそ の粉末	なたね 油かす ペレッ ト	窒素全量 5.3 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	該当なし	朝日肥糧株式会社 香川県高松市朝日 町四丁目11番1号	令和13年8月22 日